

櫻門スキー倶楽部規約

第 1 章 総 則

- (名 称)
第 1 条 本倶楽部は、櫻門スキー倶楽部という。
- (所在地)
第 2 条 本倶楽部の事務局は会長の定めるところに置く。

第 2 章 目的並びに事業

- (目 的)
第 3 条 本倶楽部は、会員相互の親睦を図るとともに、日本大学スキー部（以下スキー部という）の強化発展と伝統の保持に協力し、併せて日本スキー界の隆盛に寄与することを目的とする。
- (事 業)
第 4 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 総会並びに懇親会の開催
(2) スキー部の監督・コーチの推薦・承認と技術指導
(3) スキー部の補強支援
(4) スキー部に対する財政補助に必要な事業
(5) スキー界の各団体に対する役員の推挙
(6) 会報の発行
(7) 会員等の慶弔に関すること
(8) 各賞の授与に関すること
(9) その他本倶楽部の目的遂行のため必要な事業

第 3 章 会 員

- (会員の構成)
第 5 条 本倶楽部は、会員及び会友をもって組織する。
一号会員 スキー部に4年間在籍し、且つ卒業した者
二号会員 上記以外でスキー部に在籍した者
会 友 (1) 日本大学の学友であり、特にスキー部に貢献し、会員2名以上の推薦（様式第1）を受け、理事会の承認を得た者
(2) 本倶楽部の目的に賛同し、会員2名以上の推薦（様式第1）を受け、理事会の承認を得た者
(3) 理事会が特に認めたる者
2 会員が本会を脱会する場合は所定の届（様式第2）を事務局に提出しなければならない。
- (会員資格喪失)
第 6 条 会員は、次の各号の一つに該当する場合には会員の資格を喪失する。
(1) 本人の死亡
(2) 除 名 第7条に該当する者

(除 名)

第 7 条 会員は、次の各号の一つに該当する場合には、理事会の3分の2以上の議決により、除名することができる。

(1) 会員として甚だしく対面を汚した者

(2) その他、総会において会員として不相当と認めた者

第 4 章 役 員

(役員構成及び定数)

第 8 条 本倶楽部に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 8 名以内 理 事 3 5 名以内

理事長 1 名 監 事 2 名

(役員選出)

第 9 条 役員選出は次の方法による。

(1) 会長、副会長は総会において推挙する。

(2) 理事長は会長が選任する。

(3) 監事は理事以外の中から会長が選任する。

(4) 理事は次により総会において選任する。

① 本倶楽部の各支部についてはその推薦理事3名以内(様式第3)その他の都道府県については原則として理事会の推薦による。

② 会員の中から会長の推薦による者若干名

(会長の職務)

第 10 条 会長は本倶楽部を代表し会務を統括する。

(副会長の職務)

第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理事長の職務)

第 12 条 理事長は本倶楽部の事務を総括する。

(理事の職務)

第 13 条 理事は理事会を構成し、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する諸議案

(2) その他業務の執行に際し、必要と認める事項

(監事の職務)

第 14 条 監事は本倶楽部の会計・決算の状況及び役員業務遂行の状況を監査し、総会において監査報告を行う。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は次の通りとする。

(1) 役員任期は2年とする(2年後の到来した総会日までとする)。但し再任を妨げない。

(2) 欠員により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(3) 役員はその任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

第 5 章 名誉会長、顧問、相談役

(種別及び定数)

第 16 条 本倶楽部に別に定める基準(別紙第1)により、名誉会長1名、顧問・相談役各若干名を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役の任期は2年とする。

第 6 章 会 議

(会議の種類)

- 第 17 条 本倶楽部の会議は次の通りとする。
- (1) 通常総会 会長が招集し、年 1 回開催する。
 - (2) 臨時総会 会長が招集し、必要と認めるとき開催する。
 - (3) 理事会 会長が招集し、必要と認めるとき開催する。
 - (4) 三役会 会長が招集し、必要と認めるとき開催する。
- 2 本倶楽部は必要に応じ、会長の委嘱により臨時委員会を設けることができる。

(総 会)

- 第 18 条 総会は出席した会員・準会員・会友で構成される。但し、当該議事について書面をもって、予め意思を示した者は出席と見なす(委任状)。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 総会は次の事項を審議し決議する。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 決算及び予算
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他、各条で付議された事項並びに議長の付議する事項

(理 事 会)

- 第 19 条 理事会は理事の 3 分の 2 以上出席しなければ、その会議を開き議決することができない。但し、当該議事について書面をもって、予め意思を示した者は出席と見なす(委任状)。
- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 理事会は次の事項を審議し議決する。
 - (1) 第 4 条 (2) の推薦・承認及び (5) の推挙
 - (2) 第 18 条 3 項の総会に付議すべき事項
 - (3) その他、各条で付議された事項並びに議長の付議する事項
 - 4 簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(三 役 会)

- 第 20 条 三役会は会長・副会長・理事長並びに必要により事務局長・事務局次長で構成され、会務の遂行全般について協議する。

第 7 章 経 費 及 び 会 計

(経 費)

- 第 21 条 本倶楽部の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

- 第 22 条 会員及び会友は本条第 2 項に定める会費を納入しなければならない。
- 2 年会費は 3 千円とする。但し、支部が設立されていない都道府県の会員の年会費は 5 千円とする。
 - 3 年会費は原則として毎事業年度 1 月末日迄に納入するものとし、既納の

会費は如何なる理由があってもこれを返戻しない。

(特別寄付金)

- 第 23 条 スキー部の強化並びに本倶楽部の運営充実のため、毎事業年度に会員より特別寄付金（1口3千円～5千円で何口でも可）の賛同者を募り、支援協力を依頼する。
- 2 その他、関係企業・団体及び個人よりの大口寄付を募る。

(事業会計年度)

- 第 24 条 本倶楽部の事業及び会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日迄とする。

(会計報告)

- 第 25 条 理事長は本倶楽部の毎事業年度の収支決算及び事業について報告書を作成し、監事の承認を得て会員に報告する。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

- 第 26 条 本倶楽部に事務局を置く。
事務局：東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 9F
東京美装興業株式会社内
- 2 事務局に事務局長・事務局次長及び事務局員を置くことができ、会長が選任する。
- 3 事務局は本倶楽部の庶務・会計・出納に関する事務処理を行う。
- 4 その他の運営事項

第 9 章 支 部 組 織

(支部)

- 第 27 条 都道府県並びに地域ごとに本倶楽部の支部を組織することができる。
- 2 支部を結成又は役員改選をしたときは、所定の届（様式第4）を事務局に提出しなければならない。
- 3 名称は櫻門スキー倶楽部の前に都道府県名並びに地域名を冠する。
- 4 支部の役員構成及び定数、会費については、夫々の支部の定めるところによる。
- 5 その他特に定めのない事項については、本倶楽部規約に準拠して運用する。

第 10 章 慶 弔

(慶弔)

- 第 28 条 会員並びに会友（以下会員と云う）に係わる下記の事柄があったときは、本倶楽部会長名で慶弔を行う。

記

1 会員が逝去したとき

弔電、供花

2 その他必要と認められる事に対しては会長の承認を得て、その都度決定する。

第 1 1 章 雑 則

(細 則)

第 2 9 条 この規約に定めるもののほか、本倶楽部運営に必要な細則は理事会の議決を経て別に定める。

(附 則)

- | | | | | |
|---|--------------------------|-----|-----|------|
| 1 | 1995年 | 4月 | 1日 | 規約制定 |
| | 1995年 | 6月 | 5日 | 一部改訂 |
| | 1996年 | 7月 | 4日 | 一部改訂 |
| | 1998年 | 6月 | 20日 | 一部改訂 |
| | 2003年 | 10月 | 25日 | 一部改訂 |
| | 2004年 | 10月 | 30日 | 一部改訂 |
| | 2009年 | 10月 | 17日 | 一部改訂 |
| | 2010年 | 12月 | 5日 | 一部改訂 |
| | 2011年 | 10月 | 16日 | 一部改訂 |
| | 2013年 | 11月 | 16日 | 一部改訂 |
| | 2014年 | 10月 | 19日 | 一部改訂 |
| | 2017年 | 3月 | 26日 | 一部改訂 |
| | 2019年 | 3月 | 26日 | 一部改訂 |
| | 2020年 | 10月 | 1日 | 一部改訂 |
| | 2022年 | 2月 | 1日 | 一部改訂 |
| | 2022年 | 10月 | 16日 | 一部改訂 |
| 2 | この規約は、2022年10月16日より施行する。 | | | |

本規約の内容に相違ないことを証明します。

2022年10月16日

櫻門スキー倶楽部

会長 齋藤正則

名誉会長、顧問、相談役推挙基準

下記に準拠して理事会において決定する。

1. 名誉会長は本倶楽部の前会長を推挙
2. 相談役は本倶楽部会長と各都道府県会長経験者および会友の中から推挙
3. 顧問は本倶楽部副会長を推挙するほか、永年に亘り本倶楽部に尽力した会員を推挙することができる。

以上

櫻門スキー倶楽部
会 長

殿

推薦責任者氏名

㊞

会友推薦書

下記の通り会友として推薦するので、承認願います。

記

1 氏名

生年月日 M T S H 年 月 日

2 自宅住所 〒

電話番号 Tel ()

3 職業

勤務先住所 〒

電話番号 Tel ()

推薦会員氏名

㊞

推薦会員氏名

㊞

本部記載欄

櫻門スキー倶楽部退会届

櫻門スキー倶楽部
会 長

殿

この度、都合により櫻門スキー倶楽部を退会いたします。

令和 年 月 日

氏名

印

(大正・昭和・平成・令和 年卒)

本部記載欄

様式第3

令和 年 月 日

櫻門スキー倶楽部

会 長

殿

都道府県名

櫻門スキー倶楽部

会長氏名

㊞

理事候補推薦書

下記の通り、理事候補を推薦します。

記

理事候補者

氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

本部記載欄